

特定福祉用具購入費支給申請時の一部取り扱いについて

特定福祉用具の購入費支給申請時の一部取り扱いについて、令和7年度より支給可否の判断を円滑かつ適正に行うため下記のとおり統一いたしました。

1 同一種目の再購入について

介護保険法施行規則第70条第2項に規定されているとおり、既に同一種目の福祉用具を購入し、かつ、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費が支給されている場合は、原則再購入した福祉用具の費用は支給対象外となります。

ただし、特別な事情等があり、市が必要と認める場合は、再購入であっても支給対象となります。

〈再購入が認められる特別な事情等について〉

以下のいずれかの事由に該当し、市が必要と認める場合。

※再購入を希望される場合は、福祉用具を購入する前に、従前の給付連絡書及びカタログとともに、福島市HP掲載の「特定福祉用具再購入理由書」（別添）を市へ提出し、事前の確認が必要となります。

（1）被保険者の身体状況が変化した場合

（介護度が著しく上がった、容体が悪化した等）

（2）購入した福祉用具が破損等により使えなくなった場合

※故意や過失による破損、汚損（カビ、ぬめり等）は除きます。

※再購入の理由が破損等の場合は、支給申請書提出時に現在の福祉用具の状態が分かる日付入りの写真を添付してください。

（3）その他特別の事情がある場合

2 被保険者が亡くなった場合

被保険者本人が亡くなる前に購入し、1日でも使用した福祉用具であれば支給対象になります。ただし、入院中に亡くなった場合など、自宅で一度も使用されなかった場合は、支給対象外となります。

〈留意点〉

- ・被保険者が亡くなる前の日付の領収書が必要です。
- ・支給申請書の余白に「福祉用具の納品日」及び「生前の福祉用具使用の有無」をご記入ください。
- ・被保険者が亡くなったことにより、受領委任払い申請書の「委任者（申請者）」欄を代筆した場合、代筆された方の住所・氏名を申請書の余白にご記入ください。
- ・償還払いでの申請の場合、申請者は被保険者の代表相続人（法定相続人）になりますの

で、下記の書類を併せて提出願います。

- ①介護給付費支給にかかる相続人代表者届け出及び支給決定額の代表相続人への受領委任届出書（福島市ＨＰ掲載）
- ②申請者（代表相続人）の振込先通帳の写し

3 特殊機能（ウォシュレット・暖房・消臭機能）付きの腰掛便座について

原則、テクノエイド協会が福祉用具購入の対象となっている商品の場合、支給対象となります。

テクノエイド協会が対象となっていない場合、特殊機能と補高便座が一体型の場合は、補高便座のみ支給対象となります。

なお、補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるので、特殊機能のみを目的とした場合は支給対象とはなりません。

4 貸与と販売の選択制について

令和６年４月より福祉用具の適切・安全な利用を確保する観点から、一部福祉用具が貸与と販売の選択制となりました。これに伴い、介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は利用者等に対し、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行う必要があります。

担当する介護支援専門員がいない利用者から選択制の福祉用具利用の相談があった場合は、利用者の選択に必要な情報を収集するため地域包括支援センター等と連携を図り対応を行ってください。

なお、詳しくは「介護保険最新情報 Vol. 1 2 9 6」（令和６年８月２日発出）をご確認ください。

5 固定用スロープを複数個購入する場合の取扱いについて

固定用スロープを複数個購入される場合について、以下の内容について特定福祉用具購入費支給申請書への明記をお願いいたします。

〈記入いただきたい内容〉

（１）各スロープの設置場所

例：玄関段差、勝手口、トイレ前の段差、室内敷居など、具体的な場所を記載ください。

（２）複数個購入が必要となる理由

利用者の身体状況、生活動線上で、複数の段差が存在し、それぞれに設置が必要であるため、安全に屋内外の移動を確保するため、等。

（３）（必要に応じて）設置個所の図面又は写真の添付

配置関係が複雑な場合や、文章のみでの説明が困難な場合には、段差の箇所及びスロープの設置個所が明示された図面や写真の添付にご協力ください。